

令和5年9月25日開催

新庄市農業委員会第4回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和5年9月）議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日（月）午前10時

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（16名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	6番	森	良一
7番	下山	秀一	8番	奥山	久
9番	中鉢	浩	10番	五十嵐	成生
11番	田宮	成彦	12番	齋藤	謙二
13番	星川	吉和	17番	星川	豊
18番	佐藤	喜代志	19番	高山	光弥

4. 欠席した委員（3名）

14番	伊藤	和彦	15番	三原	幸一
16番	星川	秀男			

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 5 報告第 7 号 2 アール未満農地転用届出について
- 日程第 6 報告第 8 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 7 報告第 9 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主 任 八 鍬 貴 征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 4 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 16 名です。欠席通告者は、14 番伊藤和彦委員、15 番三原幸一委員、16 番星川秀男委員の 3 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 4 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番早坂浩樹委員と9番中鉢浩委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、八向地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果についてを報告をお願いします。それでは、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、9月18日に電話にて調査確認いたしました。譲渡人は以前譲受人の隣りに住んでいて、居住地を移転する際、畑の管理を譲受人にお願いしており、この度無償にて所有権移転とし、双方合意しており、問題ないと判断しましたのでよろしくをお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について

は、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、萩野地区1件、計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番につきまして、9月18日に現地確認いたしました。第一種住居地域であり、近隣農地には影響を及ぼすことがないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして譲渡人には9月15日、譲受人には9月19日電話で確認し、9月15日に現地確認いたしました。水力発電所建設に伴う進入路、または事業道路として使用したいとのことです。周辺農地はそばが植えられており、近隣農地に影響はないと判断しました。なお、地区内での説明会があり道路など破損した場合、譲受人の永井建設様が修繕すると確約も取れておりますので、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第4、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について稲舟地区3件、萩野地区5件、八向地区1件、計9件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第5、報告第7号2アール未満農地転用届出についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第7号2アール未満農地転用届出について稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に報告内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第7号2アール未満農地転用届出について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第7号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第8号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第8号地目変更登記に係る法務局からの照会について、萩野地区1件報告させていただきます。

(別紙にて改正内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第8号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第8号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第9号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします

○事務局

報告第9号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件報告させていただきます。

(別紙にて改正内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第9号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第9号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年9月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 早坂 浩樹

議事録署名委員 中鉢 浩